

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年8月27日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年9月8日から同月28日まで縦覧に供する。

令和8年9月8日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池本樋管地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷下地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長尾池地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）利兼地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大地蔵地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道池地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中新名東地区